

世帯内資源配分が子どもの貧困に与える影響 ——ファイナンシャル・ダイアリー調査から

研究課題：

京都大学大学院文学研究科准教授 丸山里美

FD調査とは

- 調査協力者に一定期間家計簿をつけてもらうとともに、その期間、定期的にインタビューを繰り返すという、家計調査と人類学的調査を組み合わせた調査方法
- 一般的な家計調査や貧困調査は、**一時点での家計の状態**、あるいは**年収で家計を把握する**のに対し、FD調査は、こうした調査ではとらえられない**収入変動や、資産・借金等も含めて、家計の動態**をとらえることができる
- Morduchら(2009＝[2011]2022)によって、インド・バングラデシュ・南アフリカではじめて行われ(1年間148世帯を隔週で訪問)、低所得世帯の金銭的フローは所得のわりに非常に大きく、さまざまな金銭手段を用いていることを見出す
- アメリカの調査では、所得が低いことより不安定で見通しが立たないことが、より大きな問題であることを見出す(Morduch and Schneider 2017)
- アフリカや南アメリカの国々におけるNGOによる調査(BFA Global; MFO)、イギリス(Biosca, McHugh and Ibrahim 2020; Young 2022; Summers and Young 2024)やカナダ等にも広がり、さまざまな目的で使われている
- 日本では小関ら(小関編2020)がはじめて実施、低所得世帯の家計の状況と課題をとらえ(1年間14世帯を隔週で訪問、1年間)、低所得世帯向けの適切な金融サービスがないことや、社会保障給付が収支の不安定性を引き起こしていることを明らかに

目的

- 収入変動の影響、資産・借金、もののあげもらい、金銭管理の方法も含めた、低所得世帯の家計の実態をとらえる
- 誰のための消費かを特定することによって、一般的な家計調査ではわからない世帯内資源配分の不平等をとらえるとともに、世帯内資源配分の子どものへの影響をとらえる →従来のFD調査に世帯内資源配分研究の視点を組み込んだオリジナルな点
- 日本ではほとんど前例のないFD調査について、貧困調査の方法論の開発という意味も込めて、試験的に実施してみる
 - *さまざまな世帯対象でFD調査をする計画の科研も兼ねて実施しているため、貧困の子どもへの影響を見られる世帯だけではなく、より広い世帯を対象にした

調査の手法

- 調査員として、調査実習の授業を履修している学生が参画
- 知人および支援団体経由で低所得者を探す
- 世帯員のうち、金銭管理者の女性を対象にし、その女性が把握している範囲の世帯のお金をとらえる
- 3ヶ月程度(1ケースは17ヶ月)、レシート類を保存してもらい、家計簿をつけさせていただいて、収入、借金、資産、誰のための支出かを記録する →授業の一環として実施したため3ヶ月が限界だが、FD調査としては短い
- 調査期間中、3～4週間に1回程度の頻度で、5～6回インタビュー

調査対象

カテゴリー	仮名	年齢	雇用	同居家族	調査時期	調査期間
専業主婦	A					17ヶ月
障害者家族	B					3ヶ月
年金生活者	C					3ヶ月
	D					3ヶ月
シングルマザー	E					3ヶ月
	F					3ヶ月
生活費を自己負担している大学生	G					4ヶ月
	H					3ヶ月

知見①: お金を誰のものと認識するかが使い方に影響している

- シングルマザーのEさんの婚姻中、児童手当は夫の口座に振り込まれたが、Eさんが「子どものお金」と考え、子ども名義の口座に移し替えて貯金していた
- 離婚時、夫妻の貯金は子ども名義のこの貯金だけだったが、「**子どものお金**という理由で夫婦折半の対象にならずに、子と暮らすことになったEさんが受け取った「子どものお金は絶対に守りたかった」 →**お金を誰のものと認識しているかが、使途に影響を与えている**
- 児童手当拡充にともない、扶養控除の縮小が検討されているが、同じ子どもの養育に関わるお金であっても、**児童手当は扶養控除と比べて、子どものためのものであることが明確なため、子どものために使われる可能性が高いのでは**
 - *イギリスの世帯内資源配分研究では、父親の所得が増える形になる控除よりも、母親の口座に振り込まれる手当の形の方が、**子どものために使われる**という知見がある(Lundberg, Pollak & Wales 1997)

知見②: 経済的DVが遍在している可能性

- 専業主婦のAさんの夫は、ギャンブルや趣味に自由にお金を使っている →夫の小遣い月平均額は類似世帯の世帯主小遣いの10倍以上の金額、夫の個人消費月額平均はAさんの2倍以上
- 夫が電子マネーで使った金額は、翌月請求が来てはじめて、家計全体を管理しているAさんにわかるため、生活費が足りなくなると、Aさんが実母に借金したりして対処せざるをえない
- 夫が隠れて消費者金融から15万円借入していたことが発覚
- Aさんは夫の給料は「**夫が労働して得たお金だから夫のもの**」と認識しており、夫の浪費に対して強く文句をいえないと思っている →本人は認識していないが、経済的DVの可能性
- シングルマザーのEさんも、婚姻中は家計全体をEさんが管理しており、夫が定額の小遣い以外にカードで趣味にお金を使って、残った金額でやりくりしなければならず、生活費の不足のためにEさんがアルバイトをはじめるが、あったはずの夫婦の貯金はいつのまにかなくなる →本人は認識していないが、経済的DVの可能性
- 内閣府によるDV調査では、結婚経験のある女性のうち、「**経済的圧迫(例えば、生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど)**」の経験者は9.2%で、他の形態の暴力と比べて少ない
- 「**経済的DV**」の明確な定義は定まっておらず、男女で暴力だと考える内容も違う傾向があり(Sharp-Jeff 2016)、どこからが暴力にあたるかは程度の問題でもあるが、Sharp-Jeff(2016)で紹介されている定義では、**AさんEさんともに、「生活に必要なお金をほかで使ってしまう」という経済的DVにあてはまる?**
- 夫が電子マネー／クレジットカードで自由にお金を使い、家計を一体管理している妻が、辻褄を合わせる責任を負うという家計管理パターンが、経済的DVを生じさせやすくしている可能性
- イギリスの研究では、妻が家計管理を担うこと、世帯が低所得であることが、妻の経済的剥奪度を高めることが指摘されている(Pahl 1995)
- 日本の研究でも、夫と妻の個人消費額を比べると、家計管理パターンにかかわらず妻の方が少ないが、妻が一体管理するパターンでもっとも少ないという指摘がある(御船 1995)
- 日本では妻が家計管理をするパターンが他国と比べて圧倒的に多く、5割～7割(家計経済研究所 2009, 岡本 2015)
 - ⇒**日本的な家計管理のあり方が、経済的DVを生じやすくさせており、程度の差はあれ、Aさん・Eさんと類似する経済的DVが疑われるケースは遍在しているのではないか**

金銭的支配 Financial control	領収書を要求するなどお金の使途を知らせなければならない 相談なく重要な家計の決定をする 家計の情報を秘密にする お金を使いたいときはパートナーにお願いしなければならない
	生活費を入れない
金銭的搾取 Financial exploitation	生活に必要なお金を他で使ってしまう パートナーの名前で借金をする
金銭的妨害 Financial sabotage	仕事や学校に行くことを妨害する 仕事や勉強をやめさせる 仕事や勉強をすることを許さない

Sharp-Jeff(2016)で紹介されている経済的DV(financial abuse)の定義・形態

知見③: やりくりの時間的側面に関心を向ける必要がある

- Aさん世帯は貯金がないため、不足する給与を、臨時収入、電子マネーの利用、借入で自転車操業的にやりくりしており、収入額だけではなく、**入金と支払いのタイミングと、それを調整するコストが、家計管理において重要だった**
- 給与が振り込まれると**全額引き出して現金を自宅保管**、各種支払いを自動引き落としにせず、**手数料を負担して都度コンビニ払い**にすることで優先度を管理し、厳重に入金・支払日をカレンダーに記入して、家計を破綻させないようにコントロールしている
- 夫の転職にともない、給与支払日が30日→20日に変更されたことで、月末(25～29日)に多い各種支払日に口座にお金を残すことができ、自動引き落としを利用できるようになり、「楽になった」
- 家計が悪化して以降は、日常の買物に電子マネーを頻繁に使い、当月の現金不足を翌月送りにすることで賄うようになり、支払いに占める借金返済の割合が増加して、さらに家計が悪化していくという悪循環に入る
- お金が足りなくなると実母や友人に借入し、余裕があるときに返済しており、借入させてくれる知人の存在が貯金に替わるバッファーになっている →無利子・返済日の自由がきく点で利便性が高く、借りられる人間関係があるうちはまだまし(Young 2022)
- まとめ支給による収入変動や、変動の予測可能性・不可能性が家計にどのような影響をもたらすかは、今回の調査からはよくわからない
 - ⇒**給与や手当類の支払日を、各種支払日(25～29日あたりが多い)の少し前に設定することや、支払いの頻度を増やすことで(まとめ支給をやめる等)、やりくりが楽になる可能性**

政策的な示唆

- 児童手当は扶養控除と比べて、子どものためのものであることが明確なため、子どものために使われる可能性が高い
- 日本的な家計管理のあり方が経済的DVを生じやすくさせており、それによる女性や子どもの貧困が生じている可能性があるため、調査研究が必要
- 給与や手当類の支払いを、各種支払日(25～29日あたりが多い)の少し前に設定することや、支払いの頻度を増やすことで、金額は同じでも、やりくりが楽になる可能性がある

参考文献

- Biosca, O., McHugh, N., and Ibrahim, F., 2020, "Walking a Tightrope: Using Financial Diaries to Investigate Day-to-Day Financial Decisions and the Social Safety Net of the Financially Excluded, The Annals of the American Academy of Political and Social Science, 689.
- 家計経済研究所, 2009,『現代核家族のすがた——首都圏の夫婦・親子・家計』.
- 小関隆志編, 2020,『生活困窮と金融排除——生活相談・貸付事業と家計改善の可能性』明石書店.
- 御船美智子, 1995,「家計内経済関係と夫婦間格差——貨幣と働く時間をめぐって」『家計経済研究』25: 57-67.
- Morduch, J., Rutherford, S., Collins, D., and Ruthven, O., 2009, *Portfolios of the Poor: How the World's Poor Live on \$2 a Day*, New Jersey: Princeton University Press. (野上裕生監修・大川修二訳, [2011]2022,『最底辺のポートフォリオ——1日2ドルで暮らすということ』みすず書房.)
- Morduch, J. and Schneider, R., 2017, *The Financial Diaries: How American Families Cope in a World of Uncertainty*, Princeton University Press.
- 内閣府男女共同参画局, 2023,『男女間における暴力に関する調査報告書』.
- 岡本政人, 2015,「世界と日本の家計管理の実態と動向——国際社会調査データを用いて」『バネル分析および多項ロジット分析』107, 54-63.
- Pahl, J., 1995, 'His Money, Her Money: Recent Research on Financial Organisation in Marriage', *Journal of Economic Psychology*, 16(3): 361-376.
- Sharp-Jeffs, N., 2016, *Supporting Survivors of Financial Abuse, Learning for the UK, Child and Woman Abuse Studies Unit (CWASU)*, London Metropolitan University.
- Young, D., 2022, "Income Insecurity and the Relational Coping Strategies of Low-Income Households in the UK", *Journal of Social Policy*, 53(1): 1-19.